

1. はじめに

第二次世界大戦直後に成立したガットは、貿易自由化と環境保護の関係に関する明示の規定を置いていない。わずかに、一般的例外を規定した20条が、(b)号で「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」を、(g)号で「有限天然資源の保存に関する措置」を例外として許容するに留まる。しかし、これらの規定も、その文言が示す通り、直接に環境保護を念頭に置いたものではない。国家が環境保護のためにとる貿易制限措置のガット適合性は、設立当初のガットが予想していなかった問題である。しかし、その後、先進諸国で公害問題が深刻化し、さらには地球環境問題が世界的な関心を集めるにいたるにつれて、ガット締約国は環境保護政策を強化し充実させるようになり、その過程でさまざまな貿易制限措置をとるようになった。⁽¹⁾ その結果、締約国が環境保護の目的で実施する貿易制限措置のガット適合性をめぐる紛争が、ガットの紛争処理手続に付託されることが次第に多くなった。とりわけ、米国が海洋哺乳動物保護法 (Marine Mammal Protection Act, MMPA) に基づき、公海上でイルカを混獲する漁法で捕獲されたマグロの輸入を禁じた措置のガット適合性をメキシコが争った事件で、1991年に米国の措置をガット違反と認定したパネル報告⁽²⁾ が出されたことは、貿易自由化と環境保護の関係、さらに環境保護のための貿易制限措置のガット適合性に関して白熱した論議を呼び起こすきっかけとなった。その後、これらの問題については膨大な数の論文や著書が公刊されている。また、上記パネル報告以外にも、環境保護のための貿易制限措置のガット適合性をめぐるいくつかのパネル報告がこれまでに出版されている。これらの先行研究やパネル報告を通じて、環境保護のための貿易制限措置に関するガット法の規律の内容が次第に明確化されてきた。本論文は、先行研究及びパネル報告の分析を通じて、この分野におけるガット法の規律の内容を明らかにすることを目指す。

ひとくちに環境保護のための貿易制限措置といっても、当該措置の目的や内容はさまざまである。以下では、貿易制限措置を自国領域内の環境保護のための措置と自国領域外の環境保護のための措置に分類し、さらにその各々について措置の内容に即した分類を行い、各類型についてそのガット適合性を分析する。

2. 自国領域内の環境保護のための貿易制限措置のガット適合性

環境保護のための貿易制限措置のうちで最も一般的なものは、自国領域内の環境保護を目的とするものである。この種の貿易制限措置は、とられる措置の内容に応じて、内国税、内国法令や規則を輸入品に適用する場合（いわゆる国内措置）と、輸出入を直接に規制する場合に分類され、それぞれについて異なるガットの規定が適用される。

i. いわゆる国内措置による貿易制限の場合

これは、環境保護の目的で内国税、内国法令や規則を設けて、これを国産品と輸入品に等しく適用する場合を指す。自動車の排ガス規制、食品安全基準、飲料容器にリサイクル可能な素材を用いるよう求める規制など、環境保護目的の多くの国内措置がこれに該当する。この種の措置に対してはガット 3 条が適用される。

ガット 3 条はこの種の措置に対して内国民待遇を要求する。すなわち、同種の国産品 (like domestic products) との間で差別をしない限り、この種の措置はガット 3 条に違反しない。このルールの解釈・適用に当たってまず問題になるのは、「同種の産品」の意義、ないし同種性の判断基準である。この点に関しては、本報告書所収の田村論文及び東條論文が詳細に論じている⁽³⁾ ので、ここでは、同種性をめぐって環境保護目的の国内措置に関して特に問題となる論点に限定して検討する。それは、産品それ自体ではなく、産品の製造工程・製法 (process and production methods, PPMs) の環境影響を考慮した差別の許容性という問題である。

過去のパネルはこの点に関して否定的な判断を下してきた。この点に関する最初の先例は、ベルギー家族手当事件のパネル報告である。この事件では、ベルギーの家族手当基金法と類似の家族手当制度を実施している国からの輸入品に対して課徴金を免除するベルギーの法令が、ガット 1 条の無差別原則に違反するかどうか問われた。パネル報告は、この原則の適用に関してある締約国の家族手当制度がベルギー法の要件と合致するかどうかは無関係 (irrelevant) であると述べ、課徴金の賦課に当たって輸入品それ自体に関係しない要因を配慮することをガット 1 条違反と判断した。⁽⁴⁾ その後、環境保護目的の国内措置の 3 条適合性を検討したパネル報告はこの判断を踏襲した。例えば、Tuna I では、パネル報告は 3 条及び 3 条注釈の解釈として、これらがもっぱら産品それ自体に適用される措置のみを適用対象としているとした。⁽⁵⁾ そして、イルカを混獲する漁法によって捕獲されたマグロかどうかを基準として実施された輸入規制を 3 条違反と判断した。EU が米

国の同様のマグロ禁輸措置のガット適合性を争った事件でも、同様の判断が示されている。

⁽⁶⁾ また、米国のC A F E規制(Corporate Average Fuel Economy Requirement)に関するパネル報告では、自動車メーカー及び自動車輸入業者に対して取扱い車の平均燃費を一定レベル以上にすることを要求し、当該レベルを下回る業者に対して罰金を賦課する米国法上の措置に関して、やはりこの点が問題となった。すなわち、このケースでは、ある自動車の燃費の良し悪しではなくそれを扱う業者ごとに計算される取扱い車の平均燃費に基づいて規制が実施されるため、同一の車種であっても、これを扱う業者によって罰金を科されたり科されなかったりすることがある。この点が產品それ自体の差異に基づかない区別に当たるとして、パネルはこの規制がガット3条4項に違反すると判断した。⁽⁷⁾

こうして、產品それ自体ではなく、產品の製造工程・製法に着目した差別的取扱いはガット3条に違反するという原則は、ガットの下でパネル報告を通じて確立している。WTOのパネルもこの原則を維持している。米国ガソリン事件では、ガソリン生産者の特性や生産者が保有するデータの性質によって適用される基準が異なるのは3条に違反するとのパネル判断が出され、⁽⁸⁾ この点は上級パネルでも争われなかった。

これに対しては、環境保護を重視する立場から強い批判がある。そして、製造工程・製法の環境影響に着目した国内法による差別的取扱いを同種の產品間差別とみなさないようにするべきだという提案が出されている。⁽⁹⁾ しかし、この提案を認めた場合、締約国の国内法によって他の締約国の環境法・環境基準の当否が一方的に判断されることになる。また、濫用の危険を免れがたいといった理由から、国際通商法の研究者の大半はこの提案を支持していない。⁽¹⁰⁾

なお、ウルグアイ・ラウンドで作成された新スタンダード協定（貿易の技術的障害に関する協定）と衛生植物検疫協定には、產品の製造工程・製法に配慮した国内措置を一定限度で容認する趣旨の規定が設けられた。新スタンダード協定2条2項は、締約国による強制規格の作成・適用に関して、「正当な目的が達成できないことによって生ずる危険を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」という原則を規定した。そして、正当な目的の一つとして「環境の保全」を挙げ、さらに、ここにいう「危険性」の評価を行うに当たって、「関係する生産工程関連技術」を関連事項として考慮することを締約国に求めた。同様に、衛生植物検疫協定5条2項は、衛生植物検疫措置の前提となるリスク評価及び適切な保護水準の決定に際して、「関連する生産工程及び生産方法」を考慮することを締約国に求めた。これらは、產品それ自体の

環境影響を左右する製造工程・製法を考慮することを求めたものともとれるが、少なくとも規定の文言上は製造工程・製法それ自体の環境影響を考慮する余地は完全には排除されていない。現時点ではこれらの規定に関する紛争はWTOの紛争処理手続には付託されていないが、将来この点が問題となる可能性はある。

最後に、過去において産品それ自体ではなくその製造工程・製法に着目した差別的取扱いのガット・WTO協定適合性が争われた事例は、いずれも締約国の国内法に基づく一方的な措置が問題となったものであった。これに対して、多数国間条約の締結や国際的な環境基準の作成といった国際協力手段を通じて同様の差別的取扱いが導入される場合がある。例えば、オゾン層を破壊するフロンガスの排出を規制するため、製造工程でフロンガスを使用した半導体製品の国際取引を条約で規制するといった場合である。紛争の両当事国がWTO加盟国であると同時にこの種の条約の当事国でもある場合には、この種の規制のWTO協定適合性がWTOの紛争処理手続きで争われる実際上の可能性はきわめて低いが、この種の条約の非当事国であるWTO加盟国が当該条約に基づく規制のWTO協定適合性をWTOの紛争処理手続きで争う可能性はある。先に見た先例に従えば、この種の措置はWTO協定に違反するということになるだろう。WTO協定の改正がなされない限り、ウェーバー手続きに基づいてこの種の措置のWTO協定適合性を確保するしかないだろう。

(11)

ii. 自国の環境保護のために輸出入を直接に規制する場合

例えば、有害物質の輸出入禁止措置や枯渇・絶滅の恐れがある天然資源の輸出規制などがこの場合に当たる。この場合、規制が関税その他の課徴金の形態をとる場合には、最恵国待遇（ガット1条）や関税譲許（ガット2条）の義務の充足が求められる。また、規制が数量制限の形態をとる場合には、数量制限の原則的禁止のルール（ガット11条）が適用され、20条の一般的例外によって許容されない限りガット違反となる。

iii. ガット20条による正当化の可能性

ガット1条、3条や11条に違反する措置であっても、20条の例外として正当化される可能性がある。⁽¹²⁾しかし、環境関連措置に関してこの例外を認めたパネル報告はない。以下、環境関連措置のガット20条による正当化可能性に関して問題となる解釈・適用上のポイントを取り上げて検討する。

a. 20条柱書（恣意的あるいは不当な差別、偽装された貿易制限の禁止）

ガットの下ではこの規定はほとんど適用されることがなかった。WTOになってから、米国のガソリン事件に関する上級パネル報告がこの規定を「発見」した。同報告は、問題となった米国の規制は20条(g)号によって正当化されるが、柱書に違反するという判断を下し、この点に関して原パネル報告の判断を修正した。⁽¹³⁾それによると、20条柱書は20条各号が挙げた例外の濫用に対する歯止めを提供する。そのため、柱書の要件充足の举证責任は20条の例外を援用する側が負い、かつこの举证責任は20条各号の例外の举证責任よりも厳格である。⁽¹⁴⁾柱書は、恣意的な(arbitrary)差別、不当な(unjustifiable)差別、または国際貿易の偽装された制限(disguised restriction)を禁止する。これらは相互に関連している。⁽¹⁵⁾米国は、外国産ガソリンに対する差別をもたらさない方策（例えば、国内精製業者と外国精製業者に等しく統一基準(statutory baselines)を適用したり、個別基準(individual baselines)を等しく適用する）を講じることができた。米国がこうした方策を講じなかった理由として挙げた点（行政上の制約）は説得的ではない。また、米国は、方策を決定するに当たって、統一基準を課されることで外国精製業者が負担するコストを考慮に入れなかった。よって、米国による規制の適用は「不当な差別」であり、「国際貿易の偽装された制限」に当たる。⁽¹⁶⁾

以上の上級パネル報告の判断には、若干の疑問がある。第一に、柱書の要件充足の举证責任が20条各号の例外の举证責任よりも重いという判断の根拠が明らかでない。上級パネル報告は、柱書が各号の例外の濫用を防止するための規定であることから「必然的に(of necessity)」その举证責任はより厳格なものとなると述べている。しかし、例外の举证責任よりも柱書の発動要件の举证責任の方が厳格であることは、例外の濫用を厳格に制限しようとする政策判断に基づいて初めて導かれる結論であり、決して必然的な結論とはいえない。

第二に、柱書の要件充足のいかんを判断するに当たって上級パネル報告が行った理由付けの合理性にも疑問がある。上級パネル報告は、米国が差別的でない他の措置をとりえたと指摘し、さらに米国がこうした措置をとらなかった理由の合理性を検討した。これは後述する20条(b)号の「必然性」の判断における理由付け（より貿易制限的でない他の措置をとりえたかどうか）と類似する理由付けである。しかし、この理由付けの合理性には疑問がある。ある差別的な措置がとられた場合、同じ事項に関して差別的でない措置をとりえた可能性はほとんど例外なく存在する。そのため、この理由付けによると、当該措置

が差別的である場合には、それが許容される可能性はきわめて低いものとなる。柱書でこうした厳格な審査基準を適用すれば、20条各号の例外がその許容性に区別を設けていること（「必要性」 — (a)、(b)、(d)、「関連性」 — (c)、(e)、(g)、「不可欠性」 — (j)）が実際上無意味になってしまうのではないか。⁽¹⁷⁾ 結局のところ、上級パネル報告は、ガットの定める自由貿易の諸原則を重視するあまり、これらの原則に対する例外の許容性に関してあまりにも厳格なハードルを設定してしまったのではないか。

b. 20条(b)号 — 「必要性」

20条(b)号は、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」を例外として許容する。この規定に基づいて環境関連措置の許容性を判断する場合に、最も問題となるのは「必要性」の意義である。過去のガットパネル報告は、これをガット適合的な、あるいはガット違反の度合がより小さい他のとりうる措置が存在しないこと、と解してきた。この点に関するリーディングケースは、ガット20条(d)号の「必要性」に関する米国1930年関税法337条事件のガットパネル報告⁽¹⁸⁾である。このパネル報告の判断はガット20条(b)号が援用されたその後のパネル報告でも踏襲された。例えば、タイタバコ事件⁽¹⁹⁾、Tuna I事件⁽²⁰⁾、Tuna II事件⁽²¹⁾のパネル報告は、いずれも米国1930年関税法337号事件のパネル報告を引用して、同様の基準に基づいて「必要性」の判断を行った。これらのパネル報告における具体的な審査の内容は以下の通りである。

事件名	措置の目的	とられた措置	よりガット適合的な措置
タイタバコ	紙巻きタバコの品質保証	外国産タバコの輸入制限	有害成分の使用禁止、成分表示、広告の制限
Tuna I	東部熱帯太平洋のイルカ保護	イルカ混獲マグロの輸入禁止	イルカ保護のための国際協力取り決め
Tuna II	東部熱帯太平洋のイルカ保護	中間国からのイルカ混獲マグロ禁輸	特に言及せず

「必要性」の意義に関するこの解釈に対しては、いくつかの批判が出されている。まず、ガット適合的、あるいはガット違反の度合がより少ない他のとりうる措置はほとんど常に存在するから、この要件を満足することは事実上きわめて困難であり、これは環境保護のための貿易制限措置に対して厳格すぎる。⁽²²⁾ 第二に、20条(b)号の規定は当該措置が「必要」であることを要求するに留まる。ガット適合的、あるいはガット違反の度合がより少ない他のとりうる措置が存在しないことの立証は、20条(b)の文言から当然に導かれる結論ではない。第三に、(b)号の「必要性」に関するこうした厳格な解釈と後述する(g)号の「関連性」に関するより緩やかな解釈を対比すると、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護」よりも「有限天然資源の保存」のための貿易制限措置がより広く許容されるという不合理な結果がもたらされる。他方で、この種の措置が濫用されることを防止するためには、(b)号の例外の許容性は厳格に解する必要があるという理由で、ガットパネル報告の解釈を支持する意見も、国際通商法の研究者の間では有力である。⁽²³⁾

ウルグアイ・ラウンドで作成された衛生植物検疫協定は、衛生植物検疫措置の策定・維持に関して、この原則に若干の修正を加えた。協定の5条6項は、「技術的及び経済的実行可能性(technical and economic feasibility)」を考慮し、衛生植物検疫措置が適切な保護の水準を達成するために必要な以上に貿易制限的でないことを確保することを締約国に義務づけた。こうして、衛生植物検疫措置に関しては、単により貿易制限的でない他の措置があるだけでなく、当該代替措置に技術的・経済的実行可能性があることが要求されることになり、その分だけ「必要性」の要件は緩和されたことになる。⁽²⁴⁾

c. 20条(g)号 — 「関連性」

20条(g)号は、「有限天然資源の保存に関する(relating to) 措置」を例外として許容する。ここにいう「関連性」の意義について、従来のパネル報告は、これを資源保存を「第一の目的とする(primarily aimed at)」措置と解してきた。カナダの未加工ニシン及びサケの輸出制限措置に関するガットパネル報告がリーディングケースである。このパネル報告は、「関連性」が「必要性」よりは広い範囲の例外を容認するとする一方で、(g)号が設けられた趣旨が有限天然資源の保存政策の遂行を妨げないようにすることにあつたという理由で、当該措置が資源保存を「第一の目的にする」ことが求められていると結論した。⁽²⁵⁾ 後のガットパネル報告はこの解釈を踏襲している。⁽²⁶⁾ また、米加自由貿易協定に関するパネルでも同様の解釈がとられている。⁽²⁷⁾ また、WTOの米国ガソリンパネ

ルもこの解釈を踏襲した。⁽²⁸⁾

この解釈によると、当該措置は資源保存のために必ずしも「必要な」措置でなくてもよい。当該措置の目的が種々あることはかまわないが、第一目的が資源保全でなければならず、とりわけそれが貿易政策上の目的よりも小さくてはならない。次に、過去のパネル報告におけるこの解釈に基づく具体的な審査の内容を表にしておく。

事件名	保存対象資源	とられた措置	当該措置の第一目的性に関する判断
未加工サケ・ニシン	サケ・ニシン	未加工サケ・ニシンの輸出制限	否定（国内業者には販売されている漁獲統計上の理由は根拠なし）
Tuna I	東部熱帯太平洋イルカ	イルカ混獲マグロの輸入禁止	否定（米国船の混獲率という予見不能な条件に基づく制限だから）
Tuna II	東部熱帯太平洋のイルカ	中間国からのマグロの輸入禁止	否定（措置の第一目的は原産国の政策変更にある）
CAFE	ガソリン	国産車・輸入車の燃費の別計算 業者平均燃費計算	否定（別計算がガソリン保全に有効な理由が示されていない） 肯定（輸入車を含むことでガソリン消費抑制につながる）
ガソリンパネル	大気	基準証明規則における輸入品・同製品の区別	否定（同州の輸入品に対する不利な扱いは大気清浄化に直接貢献しない）
ガソリン上級パネル	大気	基準証明規則自体	肯定（基準証明規則はガソリンの質の向上に必要。大気清浄化に実質的に関連する）

なお、米国ガソリン上級パネル報告は、この解釈に依拠しながら原パネル報告とは正反対の結論を導いた。これは、この規定の適用対象のとらえ方の違いに起因する。原パネルは、問題となった措置（基準証明規則）そのものではなく当該措置の結果もたらされる輸入ガソリンに対する不利な扱いが、大気という天然資源の保存を第一の目的としているかどうかを検討した。⁽²⁹⁾ 上級パネル報告は、20条柱書が「措置（measures）」そのもののガット適合性を問題にしていることを理由に、この解釈をとらず、当該措置そのものとその目的との関連を検討した。そして、当該措置は全体として清浄な大気の保全を第一の目的としていると結論した。⁽³⁰⁾ なお、上級パネル報告は、「関連性」を「第一の目的とする」と解する解釈を変更はしなかったが、「第一の目的とする」という文言は20条(g)号にはないと述べ、⁽³¹⁾ 将来の解釈変更の可能性を示唆した。今後のWTOパネルの動向いかんでは20条(g)号の例外はより広く認められる可能性がある。

3. 自国領域外の環境保護のための通商規制のガット適合性

20条(b)、(g)号の例外は締約国の領域外の環境保護のための貿易制限措置にも適用されるか。

i. 一方的国内措置による場合

東部熱帯太平洋海域のイルカの保護のためにイルカを混獲する漁法でとられたマグロの輸入を禁止した米国の海洋哺乳動物保護法に基づく措置は、この典型例である。この点に関して、Tuna IとTuna IIとでパネル報告の判断が分かれた。Tuna Iパネル報告は、20条(b)号の前身である国際貿易機構(ITO)憲章32条の起草過程の分析に基づき、同号の保護対象は締約国の領域管轄権内の人及び動植物に限られるとした。⁽³²⁾ また、輸入国が有効な保存策を講じることができるのは自国領域内の有限天然資源に限られるという理由で、(g)号についてもその対象を輸入国領域内の有限天然資源に限った。⁽³³⁾ これに対して、Tuna IIパネル報告は、(g)号の例外として認められる保存対象資源の範囲を輸入国領域内の有限天然資源に限る正当な理由はないとする。⁽³⁴⁾ また、20条(b)号についても、(b)号の文言は対象を締約国領域内の人及び動植物には限定していないこと、また、一般国際法上、国家は自国領域外の人及び動植物に関する自国民の行動を規律する権限を有していることを根拠に、その保護対象を領域内の人及び動植物に限定する解釈をとらなかった。⁽³⁵⁾

20条(b)、(g)号の適用範囲をめぐるTuna IとTuna IIのパネル報告の解釈の対立には、次の二つの論点が含まれている。

a. 保護対象の地理的範囲

この点に関するTuna II パネル報告のTuna I パネル報告に対する批判は説得的である。20条(b)、(g)号は保護対象の地理的範囲について何ら規定していない。また、国際貿易機構憲章32条の起草過程の経緯は、保護対象の地理的範囲に関して決定的な根拠を提供するものではない。⁽³⁶⁾ また、有限天然資源の保存のための貿易制限措置の20条(g)号適合性が争われた過去のケースでも、当該資源の所在地が制限措置を実施する国の領域内か否かは特に問題とされてこなかった。例えば、カナダの未加工ニシン及びサケの輸出制限措置に関するガットパネル報告⁽³⁷⁾も、米国のカナダからのマグロ・マグロ製品の禁輸措置に関するガットパネル報告⁽³⁸⁾も、この点を問題にしていない。そもそも、広範囲の海域を回遊・移動する魚種の保存に関して、その地理的範囲を規制国の領域や経済水域に限ることは意味がないであろう。また、Tuna II パネル報告も言及するとおり、一般国際法上の属人管轄権に基づき、国家が自国領域外の自国民や自国船の行動を規制することは可能である。したがって、20条(b)、(g)号によって正当化される措置の保護対象の地理的範囲に関しては、これを当該措置を実施する国の領域内に限るTuna I パネル報告の結論は支持できない。

b. 規制対象の人的範囲

Tuna II パネル報告は、一般国際法上の属人管轄権に基づき、自国領域外の人及び動植物の生命又は健康の保護のために、また、自国領域外の有限天然資源の保存のために、自国民や自国船の自国領域外の行為を規制することが許されると述べた。ただし、こうした属人管轄権に基づく規制が無条件で認められるのは、原則として立法管轄権に関してである。執行管轄権に関しては一般国際法上、管轄権の競合の問題が生じる。⁽³⁹⁾ 一般的に言って、公海その他の国際公域における執行に関しては旗国の管轄権が優先するから、公海上の自国船の行為に関しては執行管轄権の優先的行使が認められる。しかし、公海上の自国民の行為が他国船上で行われた場合には、当該船の旗国の執行管轄権が優先的に行使されることになる。また、他国の領域内における自国民や自国船の行為に関して執行管轄権を行使することは、当該国の領域主権に対する侵害として国際法違反となる。⁽⁴⁰⁾

領域主権に基づく領域国の属地的管轄権は、執行管轄権の競合において他の根拠に対し

て原則として優先する。したがって、国家は自国領域内の外国人・外国船の行為を規制する執行管轄権を認められる。⁽⁴¹⁾ それでは、自国領域外の外国人・外国船の行為に関してはどうか。執行管轄権の競合に関する先の原則に従えば、規制国の執行管轄権の優先が認められるのは、公海などの国際公域における自国船上での外国人の行為に限られることになる。それ以外の場合は、国際公域上であれば旗国の執行管轄権が優先し、他国領域内の行為であれば領域国の執行管轄権が優先する。⁽⁴²⁾

ii. 多国間環境条約に基づく場合

近年、地球環境問題が深刻化し、この問題に対する国際的な関心が高まる中で、領域外の環境保護のために多数国間条約に基づいて貿易制限措置を実施することを締約国に義務づける例が急増している。モントリオール議定書に基づく議定書非締約国へのオゾン層破壊物質の輸出禁止、ワシントン条約に基づく特定種の輸入禁止など、その例は枚挙にいとまがない。これらの中には、産品それ自体ではなくその製造工程・製法の環境影響に着目して貿易制限を実施するもの、条約へのメンバーシップなど、対象国の属性による差別的な貿易制限を実施するものなど、そのガット適合性が疑わしいものが多数含まれている。

⁽⁴³⁾ ガット、WTOの紛争処理手続でこの種の措置のガット、WTO協定適合性が争われた例はない。地球環境問題に対する国際社会の高い関心を考えると、将来もWTOの紛争処理手続でこの種の措置のWTO協定適合性が争われる実際上の可能性は低いだろう。しかし、国際環境法と国際通商法の調整という政策的観点からは、WTO協定に適合的でない貿易制限措置が多数国間条約で多数採用されている現状は望ましいものではない。そこで、WTOの下で設立された貿易と環境に関する委員会(Committee on Trade and Environment)が、この種の措置のWTO協定適合性を確保する方策を検討している。委員会においては、先進締約国を中心として、20条に新たな例外(k)号を設けて、この種の条約規定を一括して例外として認めようとする意見が出されたが、同様の例外扱いが環境保護以外の分野にも拡大されることを警戒する途上国はこれに反対し、紛争が生じた場合にウェーバーを認めることで個別的に対応すればよいと主張した。結局、1996年11月のWTOシンガポール閣僚会合までに意見の統一は図られず、この問題は委員会で継続審議されることになった。⁽⁴⁴⁾

【注】

- (1) Esty, D. C., Greening the GATT: Trade, Environment, and the Future, (1994), pp. 9-14.
- (2) United States, Restriction on Imports of Tuna, Report of the Panel, August 16, 1991, reprinted in 30 I.L.M. 1594 (1991). 以下 Tuna I として引用。
- (3) 本報告書 1 — 12 頁 (田村論文)、13 — 40 頁 (東條論文) を参照。
- (4) Belgian Family Allowances, Report adopted by the Contracting Parties, November 7, 1952, BISD 1S/59 (1953), at 60, para. 3.
- (5) Tuna I, 前掲注 (2), pp. 1617-1618, paras. 5.10-5.14.
- (6) United States, Restrictions on Imports of Tuna, Report of the Panel, June, 1994, reprinted in 33 I.L.M. 839 (1994), p. 889, para. 5.8. 以下 Tuna II として引用。
- (7) United States, Taxes on Automobiles (Luxury Tax; Gas Guzzler Tax; Corporate Average Fuel Economy (CAFE) Requirements), Report of the Panel, Oct. 11, 1994, reprinted in 33 I.L.M. 1397 (1994), p. 1454, paras. 5.51-5.54.
- (8) United States, Standards for Reformulated and Conventional Gasoline, Report of the Panel, Jan. 29, 1996, WTO Doc. WT/DS2/R, p. 35, para. 6.11.
- (9) 例えば参照、Snape III, W. J. and Lefkowitz, N. B., "Searching for GATT's Environmental Miranda: Are 'Process Standards' Getting 'Due Process'?" 27 Cornell International Law Journal 777 (1996), pp. 788-792.
- (10) 例えば参照、Jackson, J. H., "World Trade Rules and Environmental Policies: Congruence of Conflict?" 49 Washington and Lee Law Review 1227 (1992), pp. 1243-1244.
- (11) 参照、Jackson, 同前, pp. 1244-1245. なお、参照、OECD, Trade Committee, Environment Policy Committee, Report on Trade and Environment to the OECD Council at Ministerial Level, May 10, 1995, OECD Doc. COM/ENV/TD(95)48/FINAL pp. 23-26.
- (12) ガット 20 条柱書は、その冒頭で「この協定のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。(nothing in this Agreement...)」と規定し、20 条がガットの設定するあらゆる義務に対する例外であることを明記している。
- (13) United States, Standards for Reformulated and Conventional Gasoline, Report

of the Appellate Body, April 29, 1996, WTO Doc. WT/DS2/AB/R, pp.22-29.

(14) Ibid., pp.22-23.

(15) Ibid., p.25.

(16) Ibid., pp.28-29.

(17) この疑問に対しては、20条柱書は差別的取扱いを一般的に禁止しているのではなく、「恣意的な差別」あるいは「不当な差別」に限って禁止しているという反論が出されるかもしれない。しかし、ここで問題にしているのは差別の恣意性あるいは不当性の判断に当たってきわめて厳格な要件の充足が要求されている点であり、その結果として、差別的取扱いが実際上一般的に禁止されるに等しい効果を持つことになる点である。

(18) United States, Section 337 of the Tariff Act of 1930, Report of the Panel, adopted on Nov. 7, 1989, BISD, 36S/345, para.5.26.

(19) Thailand, Restrictions on Importation of and Internal Taxes on Cigarettes, Report of the Panel, adopted on Nov.7, 1990, BISD, 37S/200, para.74.

(20) Tuna I, 前掲注(2), para.5.27.

(21) Tuna II, 前掲注(6), para.5.35.

(22) Esty, 前掲注(1), pp.48-49.

(23) 例えば、参照、Jackson, 前掲注(10), p.1227.

(24) これは北米自由貿易協定の衛生植物検疫措置に関する規定を踏襲したものである。参照、北米自由貿易協定712条5項。

(25) Canada, Measures Affecting Exports of Unprocessed Herring and Salmon, Report of the Panel, adopted on March 22, 1988, BISD, 35S/98, para.4.6.

(26) Tuna I, 前掲注(2)、para.5.31.; Tuna II, 前掲注(6)、para.5.22.; 米国自動車税(CAFE)事件パネル、前掲注(7)、para.5.59.

(27) Canada's Landing Requirement for Pacific Coast Salmon and Herring, Final Report of the FTA Panel, CDA-89-1807-01, paras.7.05-7.07; Lobsters from Canada, Final Report of the FTA Panel, USA-89-1807-01, para.9.4.1.

(28) 米国ガソリンパネル報告、前掲注(8), para.6.39.

(29) 米国ガソリンパネル報告、前掲注(8), para.6.40.

(30) 米国ガソリン上級パネル報告、前掲注(13), pp.16-19.

(31) 同上、pp.18-19.

- (32) Tuna I, 前掲注(2)、para. 5. 26.
- (33) 同前、para. 5. 31.
- (34) Tuna II, 前掲注(6)、para. 5. 20.
- (35) 同前、paras. 5. 30-5. 33. ただし、既に見たとおり、このパネル報告は、中間国からのマグロの輸入禁止措置のガット適合性を肯定したわけではない。パネル報告は、20条で正当化される有限天然資源の保存を第一の目的とする措置ではないという理由で、当該措置の20条(g)号による正当化を否定した(同前、para. 5. 27.)。
- (36) 参照、平 覚「メキシコ・米国間のイルカ・マグロ紛争に関する1991年GATTパネル報告」『商大論集』45巻3号(1993年)365-395頁、389頁。
- (37) 前掲注(25)。
- (38) United States, Prohibition of Imports of Tuna and Tuna Products from Canada, Report of the Panel, adopted on Feb. 22, 1982, BISD, 29S/91.
- (39) 参照、山本草二『国際法 新版』(1994年)233頁。
- (40) 同前、234-235頁。
- (41) 同前、234頁。
- (42) ただし、以上の原則には例外がある。それは、諸国の共通利益を害する犯罪に関して、犯人、犯行地のいかんを問わず、犯人の身柄を確保したすべての国が自国の刑法の適用を認められるとする普遍主義の原則である。その典型例は「人類共通の敵」とされた海賊の取り締まりであるが、それ以外にも多数国間条約などを通じて普遍主義の適用が認められる場合はある。参照、同前、237-240頁。環境保護の分野での例はまだないが、地球環境問題が深刻化し、こうした問題に対する関心が高まってゆけば、この分野でも普遍主義を認める条約が締結される可能性はある。
- (43) 参照、川瀬剛志「WTO体制下における自由貿易と地球環境保護の法的調整」国際経済法学会第6回研究大会報告資料(1996年10月27日)。
- (44) 参照、Report of the WTO Committee on Trade and Environment, Nov. 14, 1996, WTO Doc. PRESS/TE 014, pp. 2-13.

(中川淳司)